

7 環境教育コンテンツ制作業務委託 仕様書

1 委託業務名

7 環境教育コンテンツ制作業務委託

2 業務目的

本業務は、市民向けに、地球温暖化対策の重要性の理解を深め、具体的な行動に結びつける環境教育コンテンツを制作することを目的とする。特に、つくば市の先進的な取り組み（脱炭素先行地域、気候市民会議、自己送託など）にスポットを当て、単なる知識の提供にとどまらず、「自分事」として捉えられる内容とし、家庭や学校、地域での具体的な行動変容を促進する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年（2026年）1月16日（金）まで

4 業務内容

(1) 共通事項

コンテンツ制作に必要な素材の収集、企画、構成、コンテンツ制作・動作確認、動画制作・編集、著作権及び肖像権の許諾に関する事務、成果物の納品等の業務を一括して行うものとする。

業務に当たっては、「第3次つくば市環境基本計画」、「つくば市地球温暖化対策実行計画区域施策編」及び「ゼロカーボンで住みよいつくば市へのロードマップ～気候市民会議つくばの提言実現を目指して～」の内容を踏まえること。

本業務の円滑な進捗を図るため、業務着手前及び必要に応じ、委託者との業務打合せを対面又はオンラインで行うこと。打合せの都度、受託者が打合せ記録を作成し、打合せ終了後3営業日以内に委託者へ提出すること。

また、必要に応じ、庁外関係機関や庁内関係部署等との協議に出席し、議事録を作成すること。

(2) コンテンツ

以下のア～ウのコンテンツを作成すること。

なお、小学校及び義務教育学校（6年生を想定）での授業、市出前講座、

市ホームページへの掲載のほか、市内関係施設での放映、市外へのPRにも活用できるものとする。

ア 短編動画

(ア) テーマ、長さ及び本数、内容

受託者が作成した企画提案書に基づき協議した内容によるものとする。

(イ) 表現における工夫

アニメーション、実写、インタビュー、図解、CO₂削減量やエネルギー消費量の変化の数値化等を用いて、視覚的に分かりやすく、魅力的に表現すること。

動画内で直接問いかけたり、クイズ形式を取り入れたりすることで、一方的に受け取るのではなく、参加型で学べる内容とすること。

なお、市内関係施設での放映等でも活用できるよう、動画単体でも成り立つ構成とすること。

(ウ) 動画仕様

動画のファイル形式は一般的なPCで再生できるものとする。

動画内で使用する言語は日本語とする。

動画に字幕を付すこと。

動画の内容を身近に感じ、市の取り組みや環境を具体的に理解できるよう、市内で新規に撮影した実写映像を含むこと。効果的な映像表現のために必要な場所・内容は、受託者の提案に基づき委託者と協議の上決定する。また、アニメーション、図版、既存映像（委託者提供素材等を含む）の利用が表現上効果的と認められる場合は、委託者の承諾を得て使用できるものとする。

イ 講師用マニュアル

作成した動画を活用し、小学校及び義務教育学校（6年生を想定）での授業及び市出前講座で授業を行うための講師用マニュアルを作成すること。小学校及び義務教育学校6年生以外にも柔軟に対応可能な内容とすること。委託者は関連情報を提供するので、それらを踏まえて企画・構成案を作成し、協議の上で詳細を決定していくものとする。

マニュアルには授業の進め方、動画の視聴タイミング、意見交換の

ポイント等を含めること。

家庭においても保護者と話し合える仕掛け（例：家庭でどのようなエネルギーを使っているか質問する等）を設けること。

必要に応じ、投影用資料等、講師が使用する資料を作成すること。

ウ 取り組みシート

「親子で取り組むクイズ」や「家庭内エコチャレンジリスト」等、家庭において保護者と連携して取り組むことができるシートを作成すること。

シートは、市ホームページに掲載できる形式で作成すること。

5 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとし、電子データを記録したDVD-R又はC-D-Rにて提出すること。なお、データは複製可能な形態で提出すること。

- (1) 短編動画（MP4形式のデータ） 各 1 部
- (2) (1)の再生用DVD-R（ケース又は本体にタイトルを表示） 20部
- (3) 講師用マニュアル（Word、Excel又はPPT形式のデータ） 1 部
- (4) (3)の印刷物 2 部
- (5) 取り組みシート（Word、Excel又はPPT形式のデータ） 1 部
- (6) (5)の印刷物 2 部

6 疑義

本業務の実施に際しては、常に受託者は、委託者との連絡を密にし、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合は、受託者は速やかに委託者と協議し、決定するものとする。

7 その他

- (1) 本業務の成果品及び業務の過程で発生したデータ等は全て委託者の所有とし、委託者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、成果品に関する著作権等の全ての権利は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、本業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることができる。

- (3) 本業務の内容を十分理解し、業務の着手前に責任者及び業務従事者を定め、書面により委託者に報告すること。
- (4) 本業務の履行に際して知り得た個人情報等の取扱いについては、別添「個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書」を遵守すること。